

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 12 月 15 日発行
 有 限 会 社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当：
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL：03-6231-1576 FAX：03-6231-1577

平成 26 年度税制改正大綱 Part V. 相続税・贈与税

1. 医療法人の持分に対する相続税・贈与税の納税猶予制度の創設案

適用開始：移行計画（仮称）の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用。

	相続税の納税猶予制度	贈与税の納税猶予制度
取得財産	持分の定めのある医療法人の持分	持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額(経済的利益)
取得原因	相続または遺贈	贈与（みなし贈与）
猶予対象医療法人	認定医療法人（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(持分の定めのない医療法人への移行計画)について、認定制度の施行の日から 3 年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人。）	
適用条件	担保提供	
猶予税額	①通常の相続税の計算を行い持分を取得した相続人の相続税額を算出。 ②持分を取得した相続人以外の取得財産は不変とした上で、当該相続人が持分のみを相続したものととして相続税の計算を行い算出された当該相続人の相続税額を猶予税額とする。 ③ ①－②の金額を持分を相続した相続人の納付税額とする。	①上記増加額(経済的利益)及びそれ以外の受贈財産について通常の贈与税額を算出。 ②上記増加額(経済的利益)のみについて贈与税額を算出し、その金額を猶予税額とする。 ③ ①－②の金額を贈与税の納付税額とする。
猶予期限	移行計画の期間満了の日まで	
猶予税額免除要件	移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄し、持分の定めのない医療法人へ移行した場合	移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄し、持分の定めのない医療法人へ移行した場合
猶予税額の納税及び利子税	移行期間内に持分の定めのない医療法人へ移行しなかった場合、または認定の取り消し、持分の払戻等の事由が生じた場合には、猶予税額を納付。利子税についても申告期限から猶予を受けていた期間に係る金額を併せて納付。	相続税と同様とする
税額控除	相続開始から申告期限までの間に持分の全てを放棄した場合には、納税猶予は適用せず、猶予税額に相当する金額を相続人の納付すべき相続税額から控除	相続税と同様とする